

平成 30 年 1 月

お客さま各位

当金庫における預金口座付番について

甲府信用金庫

平成 30 年 1 月より、預金口座付番が始まりました。預金口座付番とは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき導入された制度で、脱税・社会保障の不正受給等の防止・是正・金融機関破たん時等の預金者の保護を目的として、マイナンバーと銀行口座を紐付ける制度です。

金融機関には、法律（国税通則法、地方税法、預金保険法、農水産業協同組合貯金保険法）に基づき、預貯金付番対応を行うことが義務付けられました。これを受けて当金庫では、お客さまにマイナンバーのご提供をお願いしております。つきましては、預金口座開設に際し、以下の資料のご提供をお願いいたします。

- ・マイナンバーカード

または、

- ・マイナンバー通知カード及び本人確認書類

または

- ・マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写し及び本人確認資料

なお、マイナンバーと預金口座が紐付けられた後も、当金庫ではお客さまのマイナンバーや預金口座情報を、法律に定められた場合を除き、第三者に提供することはありません。行政機関や地方公共団体であっても、法律に定められた場合を除き、お客さまのマイナンバーの提供を求めたり預金額等を閲覧することは違法であり、①税務調査、②社会保障の資力調査、③預金保険法又は農水産業協同組合貯金保険法の規定に基づく預貯金口座の名寄せの場合を除き、当金庫がお客さまのマイナンバーや預金口座情報を行政機関や地方公共団体等に提供することはありません。

*但し、法律に基づき警察、裁判所等からお客さまの情報を求められた場合等は除きます。

以上